## くらしのガノ 市や国 道からの お知らせ

執行期間

~平成27年1月28日



住まい

問い合わせ 監査の範囲 ら平成26年3月までに執行さ 団体等の平成25年度執行分 れた市の事務等と財政的援助 監査委員事務局 平成25年10月か

忘れずに納めましょう

国民健康保険税

(普通徴収第

の納期限は3月31日以で

## 自 動車税のお知らせ

ಶ್ಠ 10期

問い合わせ

エンスストア払いが便利です。

納付には□座振替やコンビ

ですが、平成27年度から次のと おり税率が変更となります。 に配慮した税率で課税する制度 基準を満たした自動車税の税 グリーン化税制は、環境負荷

平成26年度…25 対または50 対 平成27年度…55 対または75 対 ります(取得の翌年度のみ) 率を軽減する割合が変更とな

公表しています

監査結果と措置状況を

割合が10%から15%となりま 車・キャンピング車などは、 一定の年数を経過した乗用 自動車税の税率を上乗せする

市ホームページでも閲覧できま

• 監査執行者

三浦忠夫・山口賢治 を登りませる 登別市監査委員

が、市役所1階市民コーナーと 市役所前掲示場で公表しました 的援助団体等監査の結果、並び

平成26年度定期監査及び財政

に指摘事項の措置状況報告は、

※詳しくは札幌道税事務所ホ ムページをご覧ください。

## 問い合わせ 0

札幌道税事務所自

# 平成26年9月25日 平

# 成27年度のごみの収集体制

今号の広報の 年3月31日までのごみ収集は 平成27年4月1日から平成28

り実施します。 収集カレン ぼりべつに折 ダー』のとお る『家庭ごみ り込みしてい

問い合わせ 環境対策G(クリ ダー』と分別の仕方をまとめた ※詳しくは問い合わせください。 各支所でも配布しています。 『ごみ分別辞典』は、市役所と 58 ンクルセンター内・☎®29 また、『家庭ごみ収集カレン

期間

4月1日36月1日9

初回相談無料! お気軽にご相談を!

不動産の相続登記・名義変更手続 会社の設立・役員変更登記・定款作成 過払金返還請求・債務整理・破産手続

TEL0143-81-2000

登別市役所入口踏切近く

を縦覧することができます。

## 平成27年度固定資産税に係る土 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地

め であるかを確認していただくた なる土地や家屋の評価額を、ほ かの土地や家屋と比較して適正 納税者が固定資産税の対象と 土地・ 家屋価格等縦覧帳簿

申し込み

月の粗大ごみ収集 **有登和清掃(☎880200)** 

※土・日曜日、 祝日を除く9時~17時。 ※電話のかけ間違いに十分注意してください。

地 区	収集期間	申込期間
青葉町、緑町、鉱山	3月30日(月)~	3月16日月)~
町、川上町	4月4日(土)	3月27日金)
カルルス町、上登別町、	4月6日(月)~	3月23日月)~
登別温泉町、中登別町	4月11日(土)	4月3日金
美園町4~6丁目	4月13日(月)~ 4月18日(土)	3月30日月)~ 4月10日惍)
富浦町1~5丁目、幸町、	4月20日(月)~	4月6日(月)~
登別本町、登別港町	4月25日(土)	4月17日(金)
片倉町、新栄町、札内町、来馬町、富浦町(1~5丁目を除く)	4月27日(月)~ 5月2日(土)	4月13日(月)~ 4月24日(金)

※粗大ごみは、1品ごとに『ごみ処理券 (1枚160円) を貼って出してください。 (1回につき5品まで)

問い合わせ 環境対策グループ (クリンクルセンター内・☎®2958)

## 場所 ※縦覧には本人確認書類 ※本人や法人の代表者以外の方 証明書や運転免許証、 が縦覧するときは、委任状が 必要です。 固定資産税の納税者 税務グループ

できます。

※縦覧期間中は、自己資産の固

知書など)が必要です。

納税通 (身分

HP:http://www.kurosaki-office.com

法

定資産課税台帳も無料で閲覧

法律相談いたします

まずはお電話!

登別市千歳町1-5-3

『問い合わせ』 中の G は 『グループ』

の略です

『申し込み』

# 使用日変更のお知らせ『かめだ・わんパーク』

パーク』の使用日が変更になり 4月から、『かめだ・わん

開放日・時間

•一般使用日 每週月·水·金

曜日10時~15時

※20人以上で占用して使用する 富岸子育 てひろば使用日 毎 前までにお申し込みください。 場合は、使用希望日の1カ月

※一般の方(6歳未満の子ども とができます。 とその保護者)も利用するこ 週火・木・土曜日10時~15時

問い合わせ
亀田記念公園管理 休館日 日曜日、祝日 事務所(☎®2511)

青少年がスマートフォンを (全・安心に使うために

用時期の見極め』と『保護者の フォンを利用するときは、 18歳未満の子どもがスマート 利 浄化槽管理者は法定検査 検・清掃が適正に実施され、浄 を受けましょう

見守り』が大切です。 ケーションで多様な使い方がで 1. 利用時期の見極め スマートフォンは、アプリ

処理水を流せるかを確認するた

浄化槽管理者に義務付けら

化槽が正常に機能し、きれいな

法定検査は、浄化槽の保守点

長に合わせ、保護者の方が利用 対応を行ってください。 リング・機能制限など、 マートフォンの利用やフィルタ 時期を見極め、子ども向けス が必要です。子どもの年齢や成 る社会性、 責任感、自制心など ルールやマナーを守

58)

カー

の 試 問い合わせ

環境対策G(クリ

れています。

必ず受検しましょ

# 2. 保護者の見守り

ション利用は、個人の利用者情 メッセージが画面に出たら保護 得して利用する必要があります。 用規約をよく読んで確認し、納 報の送信を伴うことが多く、利 が大切です。 りと日頃のコミュニケーション 者に聞くよう促すなど、何でも ルールを設ける、判断が必要な 気軽に相談できる親子関係づく ダウンロード・購入に一定の スマートフォンのアプリケー

問い合わせ総務省北海道総合 通信局(☎11-70-2311)

やホームページをご覧ください。 音の到達範囲を調査します。 外スピーカーから放送を行い 試験放送を実施します。 ピーカーの設置が完了したため 送を実施します 屋外スピー 市は、 詳しくは、町内会などの回覧 試験放送では、地区ごとに屋

協力をお願いします。 **期間** 3月13日金~27日金9時 をおかけしますが、ご理解とご ~ 17 時 各地域の皆さんには、ご迷惑

問い合わせ 総務G

ンクルセンター内・☎®29 防災行政無線屋外ス 験 放

### 平成26年11月から12月にかけて公募したパブリックコメント の実施结果をお知らせします

パブリックコメント制度に基づき、 平成26年11月から12月にかけて市が作 成した案について意見を公募しました。 寄せられた意見とそれに対する市の 考え方は、市ホームページに掲載して いるほか、市役所1階市民 各支所、市民会館、市立図書館、市民 活動センター、意見募集の各担当グ -プに閲覧ファイルを備え付けてい ます。

### 問い合わせ

- 健康推進グループ(☎850100)
- 環境対策グループ (クリンクルセンター内・☎882958)
- 高齢・介護グループ (☎85572( 障害福祉グループ (☎853732) 720)
- 総務グループ(☎801130)
- 社会福祉グループ(☎861911)

案件名	意見件数	担当グループ	
登別市健康増進計画(第2期)健康のぼりべつ21(案)	0件	健康推進グループ	
登別市新型インフルエンザ等対策行動計 画(案)	1件	健康批准プループ	
登別市一般廃棄物処理基本計画(案)		環境対策グループ	
登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例 (案)		古版 <b>△</b> 莊幷Ⅱ	
登別市指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例(案)	0件	高齢・介護グルー   プ	
(仮称) 登別市障がい者支援プラン(案)	6件	障害福祉グループ	
登別市行政手続条例の一部改正(案)	0件	総務グループ	
第6期登別市高齢者保健福祉計画及び介 護保険事業計画(案)		社会福祉グループ	

## ご注意ください 灯油タンクからの油漏れに

起こす恐れがあります。 河川や農業用水に流出すると、 ています。 亀裂などによる油漏れが発生し 水質汚染や農業被害などを引き 流出した油が地下に浸透し、 市内で、灯油タンクの配管の

小 中学生の就学を援助します

募 集

頃から次のことに注意して点検・ メンテナンスなどを行ってくだ 事故を未然に防ぐために、日

※世帯の収入状況などにより援

助の認否を審査するため、

認

定されない場合があります。

設けています。

学用品費や給食費などの費用の

部を援助する就学援助制度を

持つ家庭への経済的支援として、

市は、小・中学生の子どもを

・灯油タンクと配管の接続部分 に緩みなどはないか

・配管の腐食や亀裂などの異常

162)

家屋内や周辺が油臭くないか 灯油が早く減っていないか はないか

(クリンクルセンター内・☆ 場所 内 容 務経歴書・履歴書の書き方、 ジョブカード作成後の職 職業訓練センター

定員 20人 (申し込み順) 就職活動の実際などについて

※詳しくは問い合わせください。 別職業訓練協会(☎⑧145

# 第6回就職セミナー

時 時 30 分 3月18日以13時3分~16

問い合わせ環境対策グループ

の学校、学校教育G(☎®1

## こんなときには国民年金の手続きが必要です

問い合わせ在学中・入学予定

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての 方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金の加入種別は、ご本人や配偶者の就職 転職・結婚などで変わることがあり、その場合は手 続きが必要です。

手続きをしなかった場合、基礎年金(老齢・障害・ 遺族)を受け取れなくなることもあるため、必ず手 続きをしましょう。

▶問い合わせ 年金・長寿医療グルー

(☎®52137)

### 加入の種別

- 第1号被保険者…自営業者や学生など
- 第2号被保険者…厚生年金や共済年金 の加入者
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶 養されている配偶者 (収入が一定額を超 えない方)

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、 各支所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に 扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	年金・長寿医療グループ、 各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が 退職したとき		
年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき	   第3号⇒第1号 	年金・長寿医療グループ、 各支所
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		